

企画戦略室 調査研究部会規程
(2025年9月2日 理事会制定)

(目的)

第1条 本規程は、企画戦略室規程第6条に定められる事項を扱うにあたり必要な処理要領を定める。

(設置期間)

第2条 本調査研究部会の設置期間は、原則として2年間とする。ただし、活動目的の達成に向けて必要と認められる場合には、企画戦略室の承認を得て、期間を延長することができる。

(調査研究部会構成)

第3条 調査研究部会に、委員長1名、幹事1名、専門委員若干名をおく。

2. 委員長は企画戦略室委員が務める。
3. 専門委員は委員長が指名する。
4. 必要に応じて、調査研究部会の承認により専門委員以外の専門家及び関係者もオブザーバとして調査研究部会へ参加することが出来る。

第4条 委員長、幹事、専門委員の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

(委嘱)

第5条 調査研究部会の専門委員は、調査研究部会委員長の推薦により企画戦略室長が選定し会長が委嘱する。

(運営と任務)

第6条 調査研究部会の会議は、第2条に定める専門委員構成で行う。

2. 調査研究部会は次の任務を負う。
 - イ) 運営方針および活動方針の策定
 - ロ) 年度計画の決定、実行
 - ハ) 企画戦略室に対する報告
- ニ) その他調査研究部会の事項を扱うのに必要な事項

(経費)

第7条 調査研究部会の経費は共通会計をもって支弁する。

(規程の変更)

第8条 本規程の変更は、理事会の承諾を得て行われる。

(発効)

第9条 本規程の発効は2025年9月2日とする。